

## ○一関工業高等専門学校感謝状贈呈規則

(平成25年10月10日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）が行う感謝状の贈呈に関し必要な事項を定める。

(感謝状贈呈の事由)

第2条 感謝状の贈呈は、次に掲げる各号の一に該当する個人又は団体について行う。

- 一 本校の教育研究の進展に多大な貢献をしたもの
- 二 本校の学生及び教職員の福利厚生の上昇等に多大な貢献をしたもの
- 三 その他前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(推薦の方法)

第3条 企画会議構成員は、前条の事由に該当するものがあると認めるときは、その都度校長に対して別紙様式1により推薦する。

(被贈呈者の決定)

第4条 校長は、前条の規定により推薦があったときは、企画会議の議を経て被贈呈者を決定する。

(感謝状の贈呈)

第5条 贈呈を決定したときは、校長は別紙様式2による感謝状を贈呈する。

(事務)

第6条 感謝状贈呈の事務は、総務課で処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、感謝状の贈呈について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月10日から施行する。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

一関工業高等専門学校長 殿

推薦者所属

推薦者氏名

印

一関工業高等専門学校「感謝状被贈呈者」の推薦について

標記のことについて、下記の者を一関工業高等専門学校感謝状贈呈規則第3条に基づき、感謝状被贈呈者として推薦いたします。

記

1. 氏名又は団体名

2. 推薦該当事由

一関工業高等専門学校感謝状贈呈規則第2条 (一 二 三)

3. 推薦理由

2については、()内の該当する号を○で囲む。

